

CONTENTS

商工会ふくい

No.37
春号
2013.05

特集

- P1 これから進むべき県商工会連合会・商工会の目指す姿
【開発・販路開拓】
- P2 県商工会連合会・商工会は国の認定経営支援機関です
- P4 新分野展開・地域資源活用・販路開拓の補助制度
- P5 ネット販売の取り組みを支援します
県外有名店での修行などを応援します
嶺南地域産品の販売・物流などを支援します
- P6 ふくいの逸品を取り揃えたギフトカタログで首都圏へ贈る販路開拓支援
～ふくいの逸品セット商品開発・販路開拓支援事業～
【消費税転嫁対策】
- P8 消費税率の引き上げに際しての円滑な転嫁対策支援のご案内
- 【金融・雇用】
- P9 円滑な資金調達を支援します
日本政策金融公庫の金融支援制度が拡充・創設されました
- P10 雇用の確保に対する支援制度

県内の経済動向

- P11 中小企業景況調査について
金融緩和状況について

その他施策

- P12 商工貯蓄共済積立金の運用状況
福井県の屋外広告物に関する出前講座
設備投資をサポートします

福井ふるさと百景
越前の里味真野苑(越前市)

商工会は行きます 聞きます 提案します
～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会
〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
年4回(2・5・8・11月)1日発行

これから進むべき県商工会連合会・商工会の目指す姿 新たな中期行動計画の策定と推進



笠島秀雄会長

昨年12月に誕生した新政権は、デフレと円高からの脱却、そして経済成長を基軸とした各種政策を打ち出していますが、10年以上にわたる長期のデフレや消費低迷・雇用不安等により小規模事業者には景気回復の兆しは未だ見えてこない厳しい状況が続いています。

さらに、今年3月末の金融円滑化法の期限切れ、平成26年度からの消費税率アップによる増税など、今後も一層厳しい経営環境が予想されます。

このような状況下において、小規模事業者は、自らの経営課題に果敢に立ち向かっていかなければなりません。経営課題は多様化、複雑化し、経営基盤の脆弱な小規模事業者は、自分だけでは解決できないものも多く、商工会が果たすべき役割は今まで以上に重要になっています。

商工業および商工会を取り巻く厳しい状況を踏まえて、商工会はその強みを活かしながら、新たな時代にふさわしい商工会づくりを計画的・総合的に推進していくため、昨年度より重点的に検討している新たな中期行動計画について、本年夏頃を目途に策定してまいります。この計画を遂行する中で、県商工会連合会および商工会が効率的に業務分担し、組織を活性化することで、商工会会員のニーズに真正面から取り組む体制を構築してまいります。

県商工会連合会・商工会は国の認定経営支援機関です

県商工会連合会と商工会は、昨年8月に施行された中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関（以下、認定支援機関といいます。）に、2月1日付で認定されました。

今後、ものづくり支援や新商品・新サービス開発支援など、国が用意する認定支援機関の関与が必要な支援施策について、中小・小規模事業者の活用を支援します。

試作開発・設備投資・テスト販売を支援 **ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業**

この補助金は、中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や、設備投資等に要する経費の一部を補助するものです。ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国の製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的としています。

【補助金の概要】	<p>きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：1,000万円（補助率2/3以内） 対象経費：原材料費、機械装置費、試作品の開発に係る経費（人件費含む）等
【公募期間】	<ul style="list-style-type: none"> 二次募集：募集時期については未定 ※一次募集は終了しました。

新商品・新サービス開発・国内外販路開拓を支援 **地域力活用市場獲得等支援事業**

◆新商品・新サービスの開発支援

【補助金の概要】	<p>中小企業・小規模事業者と県商工会連合会・商工会、商工会議所等とが一緒になって商品・サービスを改良・開発する計画を策定し、事業者や事業者グループを支援します。</p>
【補助事業の主な内容】	<p>事業計画作成、商品企画・改良・試作品開発等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：限度額 1事業あたり300万円以下、下限100万円（補助率2/3以内） 対象経費：委員等謝金、会議費、借料、開発費、機械装置等費 等 二次募集：5月中旬頃（予定）※一次募集は終了しました。
【公募期間】	

◆国内販路開拓の支援

【補助金の概要】	<p>展示販売会や商談会等を開催し、販売機会や商談機会の提供を通じて、商品PRや販路開拓を支援します。</p>
【補助事業の主な内容】	<p>物産展等イベント系事業・既存店舗活用型テスト販売事業・アンテナショップ事業</p>

◆海外販路開拓の支援

【補助金の概要】	<p>中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、海外主要都市に営業支援拠点を設置し、市場調査、商品PR、販路開拓支援を行うとともに、営業支援拠点をベースに近隣エリアでの展示販売・商談を展開します。</p>
【補助事業の主な内容】	<ul style="list-style-type: none"> 商品PR事業・商品テスト販売事業・代理商談事業 等

◆海外現地進出の支援 **共同海外現地進出支援事業（共同海外現地進出支援事業補助金）**

【補助金の概要】	<p>中小企業者が共同グループを形成することにより、リスク・コストを低減等した形での海外進出の取組を支援することを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：2,000万円、下限100万円（補助率2/3以内） 対象経費：謝金、旅費、市場調査費、展示会等出展費、通訳・翻訳費 等
【公募期間】	<p>平成25年5月7日（火）</p>

お問い合わせ・ご相談はお近くの商工会へ

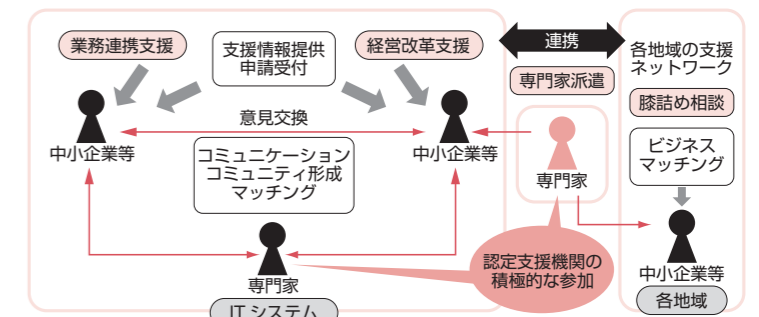
起業・創業・後継者の第二創業を支援

地域需要創造型起業・創業促進補助金

【補助金の概要】	<p>地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業や既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業、また、海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業を支援することにより、地域における需要の創出、取り込みや中小企業・小規模事業者の活力の回復・向上を促すことで、経済の活性化を図ることを目的として、これらの起業・創業、第二創業を行う者に対して、その創業事業費等に要する経費の一部を補助します。</p>												
【補助事業の主な内容】	<ol style="list-style-type: none"> 地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業 [地域需要創造型起業・創業] を行う者 既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する [第二創業] を行う者 海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業 [海外需要獲得型起業・創業] を行う者 												
【補助内容】	<p>機械装置消耗品、備品等の購入費や店舗等借入費、人件費、弁理士など専門家との顧問契約のための費用、広告費等、創業及び販路開拓に必要な経費（別途基準を定めます。）に対して以下の補助率、補助上限額に基づき補助を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[地域需要創造型起業・創業]</td> <td>2/3</td> <td>200万円（下限100万円）</td> </tr> <tr> <td>[第二創業]</td> <td>2/3</td> <td>500万円（下限100万円）</td> </tr> <tr> <td>[海外需要獲得型起業・創業]</td> <td>2/3</td> <td>700万円（下限100万円）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助率	補助上限額	[地域需要創造型起業・創業]	2/3	200万円（下限100万円）	[第二創業]	2/3	500万円（下限100万円）	[海外需要獲得型起業・創業]	2/3	700万円（下限100万円）
事業名	補助率	補助上限額											
[地域需要創造型起業・創業]	2/3	200万円（下限100万円）											
[第二創業]	2/3	500万円（下限100万円）											
[海外需要獲得型起業・創業]	2/3	700万円（下限100万円）											
【公募期間】	<p>平成25年6月頃（予定）※一次・二次受付は終了しました。</p>												

経営課題、相談ニーズに応じた専門家を派遣 **中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業**

【事業概要】	<p>震災・円高など、中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、中小企業・小規模事業者の経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しており、こうした経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制を再構築することが必要となっています。このため、本事業では、中小企業・小規模事業者に対して、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を実施します。</p>
【事業の流れ】	<p>専門家派遣は、次の方法のいずれかの要請に基づき、実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 中小企業等がITシステム上の専門家データベースの中から、希望する専門家を選定し、当該システムを通じて派遣要請を行う。 商工会等の地域の支援機関が、本来業務として中小企業者等からの相談対応を行い、当該中小企業等の経営課題の整理等を行った上で当該支援機関では対応困難な高度・専門的な案件について、ITシステムを経由して必要な専門家を選定し、派遣要請を行う。
【派遣期間等】	<p>1企業当たりの専門家派遣回数、3回までです（年間）。</p> <p>平成25年4月16日(火)～平成26年3月29日(土)12:00 ※平成25年4月16日(火)～平成25年7月頃に関しては、ITシステム構築中の為、経過措置期間となりますので、商工会等の支援機関にご相談下さい。</p>



お問い合わせ・ご相談はお近くの商工会へ

新分野展開・地域資源活用・販路開拓の補助制度

新分野展開スタートアップ支援事業

福井県の中小企業者が持続的な成長を目指して経営の多角化や事業転換に取り組む場合に、設備や販路開拓等にかかる経費の一部を助成し、新分野への進出を支援します。

本事業では、新分野展開に必要な経費の一部を助成するほか、金融機関、商工会議所または商工会、産業支援センターで構成する支援チームが経営をサポートし、事業計画の実現を応援します。

【助成対象者】	福井県内に主たる事業所を有し、1年間以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者等 ※中小企業者等とは以下のとおりです。 ・中小企業者（ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除く。） ・事業協同組合 ・個人事業主 ※既存企業が新分野展開を行うために新たに企業を設立した場合も含まれます。 ※過去3年間に福井県産業労働部が所管する補助金等〈別表〉を受けた方は対象になりません。
【助成対象事業】	既存事業の経営資源を活用して取り組む経営の多角化や事業転換を行う取り組み。 ※具体的には、産業分類（細分類以上）が異なる新しい分野への進出や、技術、用途、性能等において従来とは異なる分野へ進出しようとする取組みをいいます。 ※以下の事業内容が助成の対象となります。 ・新商品、新サービス等の開発 ・新商品製造、新サービス提供等に要する施設・設備の整備 ・展示会、見本市、商談会等への参加 ・新商品等の販路開拓のための広報 など
【補助対象経費】	新商品等開発、施設・設備、販路開拓等にかかる費用 （建物修繕費、構築物費、機械装置費、工具・器具・備品費、原材料費、外注加工費、謝金、旅費、使用料・賃借料、需用費、役務費など）
【補助内容】	助成限度額 1, 0 0 0 万円（助成率 2/3以内） ※助成限度額の下限は1 0 0 万円になります。2年間の事業計画まで助成可能です。
【応募期間】	5月31日(金)まで（当日必着）

地域資源を使った商品開発助成金「ふくい逸品創造ファンド事業」

県内の中小企業者等が、地場産業をはじめ地域の特色ある「ふくいの強み」を活かして創意工夫のある新商品・新サービス（ふくいの逸品）を開発し、顧客を獲得する取組みに対して、市場調査・商品開発・販路開拓などのマーケティングの観点から応援します。

I. 地域資源等を活用した新商品開発・販路開拓支援事業（一般：助成率1/2 限度額500万円）
（小規模連携：助成率2/3 限度額300万円）

II. 企業同士の「連携」による福井産地の再活性化(助成率2/3 限度額600万円)

III. 農商工連携による新事業創出支援事業(助成率2/3 限度額600万円)

◆助成対象事業の拡充

平成25年度より県が認定する「ふくい手しごと」（工芸品などの製品・製品技術）を活用して行う取り組みが対象となります。

◆嶺南地域の中小企業等に対する支援の継続

経済環境の厳しさが急激に増している嶺南地域の中小企業等を支援するため 平成24年度に引き続き「嶺南企業特別支援枠」を平成25年度も継続することが決まりました。

■募集スケジュール

募集期間：6月下旬～8月上旬

ネット販売の取り組みを支援します

ネット通販サイト(ホームページ)を改善するための専門家を派遣 E-コマース拡大強化事業

インターネットによる通販・取引が拡大していることに対応するため「ネット通販・取引支援センター」を設置して、県内事業者を総合的にサポートします。

◇具体的な支援内容

- ①ネット通販・取引サイトに関する専門家を派遣します
- ②ネットショップの開店や運用、改善に関する相談対応します
- ③講師を招いてセミナー・交流会を開催します 等

【問合わせ先】 ネット通販・取引支援センター
坂井市丸岡町熊堂3号7番地1-16
福井県産業情報センター1階
TEL：0776-67-7428

簡単にホームページ開設！ お買い物カートなど機能も充実 商工会の100万会員ネットワーク

商工会では、会員事業所の情報発信を支援するため、ホームページを簡単に作成できるホームページ作成支援システムを無料で提供しています。

パソコンに自信のない方でも簡単な操作で、商品・サービスの宣伝、イベントの告知などの情報発信ができ、ネットショップの開店や、インターネットを使った宿泊予約などの仕組みをつくりたいといった方のニーズにも対応しています。

（「100万会員ネットワーク」<http://www.shokokai-fukui.or.jp/fukui/>）

県外有名店での修行などを支援します

県では、県内商業者の競争力向上を図るため、県外有名店で修行した方の県内開業や県外有名店での修行に対して、支援を行っています。

	県外有名店への修行を応援	県外・海外の有名店修行者のふるさと開業を応援
対象業種	飲食業、ファッション業、宿泊業	飲食業、ファッション業
補助額	月額上限5万円（家賃の1/2） （最大3年間）	上限500万円 改装、設備・備品購入費、消耗品費など
応募資格	①県外で1年以上就業予定であること ②就業終了後は福井県内に就業すること	①県外・海外有名店で就業経験を有すること ②県内での店舗開業が初めてであること ③開業から3年以上営業を継続すること

◆募集期間平成25年3月19日（火）～平成25年5月31日（金）

嶺南地域産品の販売・物流などを支援します

販路拡大イベント“逸品モール”を開催

- ・展示販売会
嶺南各地域の道の駅、観光関連施設などにおいて、地域の自慢の商品や新商品などを集めた展示販売会を開催します。
- ・消費拡大キャンペーン
地元の消費拡大を図るため、地域の商工会議所、商工会、商店街等が連携して消費者拡大キャンペーンを実施します。

嶺北地域への物流・販路拡大を支援

- ・嶺北のスーパー等に対する定期的な物流支援
嶺南の事業者が嶺北地域の小売店において商品の販売を行うための、物流ルート確立と販路拡大を支援します。

ふくいの逸品を取り揃えたギフトカタログで

首都圏へ贈る販路開拓支援

～ふくいの逸品セット商品開発・販路開拓支援事業～



本事業は、平成22年度より3年間にわたり行われ、24年度は新たに3商工会（永平寺町、福井東、福井西）で逸品を掘り起こし、県下各商工会で延べ60事業所のブラッシュアップを行いました。合わせて昨年度のカタログ掲載商品の見直しを行い、40アイテムを新たなカタログ掲載商品として厳選することで、3年にわたる当事業集大成である「越前若狭 極選ギフト」と題したオリジナルギフトカタログとWEBカタログを作成しました。このカタログは、県観光営業部ふるさと営業課を通じ、県外に居住し福井に愛着のある「ふくいふるさと県民」と各地の県人会会員に配布されます。また、「南青山291」や銀座に新たに開設された「食の國 福井館」および、全国物産展など、イベントや展示会等での配布を行います。

ト」と題したオリジナルギフトカタログとWEBカタログを作成しました。このカタログは、県観光営業部ふるさと営業課を通じ、県外に居住し福井に愛着のある「ふくいふるさと県民」と各地の県人会会員に配布されます。また、「南青山291」や銀座に新たに開設された「食の國 福井館」および、全国物産展など、イベントや展示会等での配布を行います。

越前若狭の海と山の幸



ミハマランド
がであんばあく五湖の駅
へしこの粕漬
4,200 円



スターフーズ
**越前三国湊屋
元祖焼き鯖寿司**
3,150 円



内くら
**越前足羽川
天然鮎寿司詰め合わせ**
3,990 円



カネタツ数馬
北前セット
5,250 円



親崎水産
越前 海の幸詰め合わせ
5,250 円



山下水産
越前がえび一夜干し
5,250 円



山下水産
厳選味噌漬け
5,250 円



大谷商店
**若狭の蒲鉾・ちくわ
詰め合わせ**
3,675 円



ワカサ商事
若狭 うそばづくし
5,800 円



シーロード
薬膳素越前蕎麦
3,500 円



タクエツ
**永平寺
九頭龍ら一廻**
4,500 円



若狭すっぽん養殖場
若狭すっぽん鍋
小 5,250 円
大 10,500 円



スターフーズ
**焼肉一番星
名匠「塩こうじ」
ギフトセット**
3,150 円



千成屋醤油店
**食べる醤油の
もろみセット**
4,650 円



南川荘
佃煮詰め合わせ
3,300 円



おおい夢工房
**若狭おおい夢工房
からの贈り物**
3,600 円

【掲載商品と事業所】※商品購入など詳細は県商工会連合会ホームページ (<http://www.shokokai-fukui.or.jp/>)のバナーからどうぞ！

※表示の金額は、すべて送料・消費税込みの価格です。但し、沖縄・北海道・一部離島の送料は別途料金となります。



ホームページバナー

越前若狭の潤いの恵み



エコファームみかた
**大人の贅沢
梅果汁セット**
3,150 円



カメハマハ大農場の農家カフェ
**100%完熟トマト
ジュースセット**
3,500 円



カメハマハ大農場の農家カフェ
**100%完熟トマト
パティエセット**
3,500 円



高浜町杜仲茶生産組合
里の恵み杜仲茶セット
4,200 円



かせや味噌
あらし甘酒
3本セット 2,625 円
5本セット 3,990 円

越前若狭のスイーツ



おおい
梅たっぷりゼリー
3,990 円



ヤマグチ食品
**とろけるフルーツゼリー
の詰め合わせ**
3,675 円



エコファームみかた
**ぶるぶる梅のゼリーと
紅映梅のパウンドケーキ**
2,800 円



ダイショウジャパン
紅映梅果汁ギフト
3,150 円



ダイショウジャパン
**紅映梅果汁菓子
詰合せ**
3,675 円



街の牛乳屋さん
ロールケーキセット
3,675 円



街の牛乳屋さん
贅沢ミルクプリン
3,780 円



米工房ほ・た・る
**ほたるかきもち
詰め合わせ**
3,150 円



晶山酒造
おとどら
3,600 円



ワタリガラス スタジオ
海中こぼん
3,360 円(1個)

越前若狭のハンドメイド



エズラガラス スタジオ
**キャンドルランプ
ストーン**
レギュラー 6,090 円
ミニ 5,250 円



エズラガラス スタジオ
**From East To West
Rock 景**
16,800 円



タナカ
若狭美人セット
5,000 円



若狭パール MAMIYA
**幸せを呼ぶ
ストラップ兼ペンダント**
12,600 円(1個)



国見製材所
座卓(檜・杉)
檜 34,000 円
杉 29,000 円

消費税率の引き上げに際しての 円滑な転嫁対策支援のご案内

消費税転嫁対策窓口相談等事業

消費税率の引上げに際して消費税を円滑に転嫁できるかどうかは、中小企業にとって最大の懸念事項の一つです。また、二段階にわたり税率の引上げが実施されることなどから、万全の対策を講じる必要があります。そこで、商工会では消費税の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、講習会の開催、相談窓口の設置や専門家の派遣および、パンフレット等による周知等を行います。

具体的な支援策

①講習会開催

消費税制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、引き上げられる消費税のスムーズな転嫁を円滑化を進めることを促進するため、県内各商工会にて税理士等の専門家を講師にお招きし、講習会・セミナー等を開催いたします。

★例えば…

- テーマ①：消費税の価格転嫁の仕組みづくり（税理士）
 - テーマ②：消費税の価格転嫁に向けた経理・税務の見直しについて（中小企業診断士）
 - テーマ③：価格転嫁支援策の展開（中小企業診断士）
 - テーマ④：消費税の価格転嫁に向けた新たな事業の展開について（中小企業診断士等）
 - テーマ⑤：消費税の転嫁に向けた経理の効率化(ネットde記帳の講習会)
 - テーマ⑥：消費税の転嫁のための経営革新(経営革新塾のような連続講座)等
- ※これらの講習会のテーマは、各商工会にて検討して実施されます。

②相談窓口の開設

県内各商工会に相談窓口を設置し、各商工会指導員、専門コーディネーター、外部専門家が円滑な消費税転嫁に関するご相談に対応致します。

円滑な消費税転嫁のためには、売上の拡大に繋がる新商品開発や新分野展開、農工商連携、IT化、経営革新計画の策定など前向きな計画策定や、コストの削減や事業承継などあらゆる経営課題の解決が必要になり、それらの課題解決に対して、商工会の経営指導員等がご相談を受け付けます。

また、経営指導員等にご相談を受けた事業者および、講習会等を受講した事業者に対して、専門コーディネーターがご相談に対応するとともに、さらに高度な課題解決のために個別・集団指導のため下記のような専門家派遣も行います。

【専門家派遣】

想定される経営課題		
①税務・経理等	⑥海外展開	⑪雇用・労務関係
②経営革新計画策定	⑦事業承継	⑫資金繰り
③地域資源活用	⑧ものづくり	⑬販路拡大・販促支援
④農工商連携	⑨ITを活用した経営力強化	⑭債権保全・債権回収
⑤新連携	⑩知的資産経営	⑮契約・取引他
想定される専門家		
①経営コンサルタント	⑤社会保険労務士	⑨弁護士
②公認会計士	⑥税理士	⑩弁理士
③行政書士	⑦大学教授等	⑪ITコーディネーター
④司法書士	⑧中小企業診断士	⑫デザイナーなど

③パンフレット等の配布

消費税制度の改正内容や政府の講ずる転嫁対策などについて、中小企業向けの分かり易いパンフレット等により、周知を行います。

円滑な資金調達を支援します

事業継続・再建をプロジェクトチームが支援

企業再建プロジェクト事業

県商工会連合会では、中小企業金融円滑化法の終了に伴い資金繰りが悪化し事業再生が必要な企業に対して、経営指導員と弁護士・税理士・中小企業診断士等で企業再生プロジェクトチームを編成して、事業継続・再建に向けた支援を行います。必要に応じて金融機関との連携支援や、企業再建コンサルタント等の派遣を行い、実現可能な抜本的経営改善計画の策定を支援することで、資金調達の円滑化および経営の安定化を図ります。

再生コンサルタントを派遣

企業再建のための専門家派遣事業

売上アップにより経営改善・事業再生を図りたいとお考えの事業所に、再建の専門家を派遣し、コンサルタント費用の一部を補助します。商工会の経営指導員と金融機関、および再建の専門家が連携し、各事業所の営業分野や実情に応じた経営改善計画の策定支援やフォローアップを行います。

補助金額 …… コンサルタント費用のうち、事業規模に応じて10万円または50万円

資金調達に向けた経営改善計画の策定を支援

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等の影響により財務上の問題を抱えている事業所に対して、主要取引銀行と商工会など認定支援機関が連携して、経営改善計画策定支援を行います。※経営改善計画を策定することで、条件変更や新規融資など金融機関からの支援が見込める事業所が対象

日本政策金融公庫の金融支援制度が拡充・創設されました

マル経資金(小規模事業者経営改善資金)利子補給制度を拡充

県では、日本政策金融公庫が取り扱うマル経資金（小規模事業者経営改善資金）について当初2年間の利子のうち0.5%分の利子補給を行っていますが、平成25年度については対象者を拡大して引き続き実施します。

交付対象者の変更点	
H24年度 初めて利子補給を受ける者	H25年度 借換え充当分を除く新規の借入れ

※マル経融資利率1.55%(平成25年4月10日現在) → 利子補給後1.05%

中小企業経営力強化資金を創設

対象者	計画革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業）を行おうとする者で、認定支援機関の指導及び助言を受けている者
融資限度額	7億2千万円（運転資金2億5千万円）
貸付期間	設備資金15年以内、長期運転資金7年以内
適用利率	2億7千万円まで 基準利率* -0.4% 2億7千万円超 基準利率* ※3月1日現在基準利率1.45% - 0.4% = 1.05%

経営環境変化対応資金を創設

対象者	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展する見込みのある方
融資限度額	7億2千万円
貸付期間	設備資金15年以内、長期運転資金8年以内
適用利率	基準利率（3月1日現在 1.45%）ただし、長期運転資金に限り、所定の要件に該当する場合は金利引き下げあり。

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）を創設

対象者	直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付（一部の制度を除く）を利用される方で、新たな雇用又は雇用の維持が認められる事業に取り組む方など。				
融資限度額	1社あたり 3億円				
貸付期間	15年・10年・7年（期限一括償還）				
適用利率	〈企業再生貸付を適用した場合〉	適用利率			
		使用総資本減価償却前経常利益率	15年	10年	7年
		5%超	6.35%	6.25%	6.20%
		0%以上5%以下	4.40%	4.30%	4.25%
	0%未満	0.40%	0.40%	0.40%	
※1年ごとに直近決算の業績に応じて3区分の利率が適用されます。					
担保・保証人	無担保・無保証人				
その他	●本特例制度による債務は自己資本と見なすことができます。				

雇用の確保に対する支援制度

新分野展開等の企業の取組と新規雇用を応援します。 起業支援型地域雇用創造事業～二次募集～

【目的】	雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、地域に根ざした事業の起業等を支援し、安定的な雇用の受け皿の創出を図るため、起業後10年以内の企業や新事業展開等にチャレンジする企業等を対象に、本県の雇用拡大につながる事業を幅広く支援します。
【事業の概要】	雇用創出に資する事業を民間企業、NPO等に委託し、失業者を雇い入れて実施。(建設・土木事業以外)
【対象となる経費】	新規雇用者人件費(賃金、通勤手当、社会保険料他)その他の経費(委託募集の運営に必要な機械・機器のレンタル料等) なお委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金(1人あたり30万円)を支給します。
【その他要件等】	提案事業の実施期間は、1年以内とします。
【募集期間】	二次募集: 6月上旬(予定)

熟練技能者から若手従業員へ技能承継を行う製造業者への支援 技能「後継者」育成支援事業～20事業所募集～

【目的】	この事業は、熟練技能者から若手への技能継承を図るため、熟練技能者の雇用を確保しながら、若手正社員の雇用を進める小規模製造業者等を支援することを目的とする。
【補助対象者】	次のいずれにも該当する正社員20人以下の福井県内の製造業者、職別工事業者または製造小売業者 1 技能継承計画書を作成し、計画に基づき技能継承を実施 2 技能継承を受ける39歳以下の正社員をこれから新規に雇用(事業主の親族は除く) ※ハローワークを通じて雇用(伝統的工芸品を製造する事業主は除く) 3 技能継承をする60歳以上の熟練(技能検定1級以上相当)技能者を継続雇用 ※技能検定保持者以外の方が該当するかは個別に判断 4 交付申請を行う前後一定期間において、従業員を事業主都合により解雇していないこと 5 県税に滞納がないこと
【支給金額】	新規雇用した若手正社員1名に係る人件費の1/2(最長1年間、上限100万円) (若手正社員が3箇月以内に退職した場合や事業主が解雇した場合は支給しない)
【募集事業者数】	20事業者(募集事業者数に達し次第受付を終了します)

非正規雇用者の若者の正規雇用を前提とした自社内訓練のお手伝い 若手チャレンジ奨励金

【目的】	35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若手チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金を支給します。
【支給金額】	訓練奨励金 訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円 正社員雇用奨励金 訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)
【対象者】	35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者 ●過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若手チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者 ●訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など ※新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若手チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

お問い合わせ・ご相談はお近くの商工会へ

平成25年(2013年)5月1日 No37

商工会は行きます 聞きます 提案します～会員満足向上運動～

景気動向指数(DI)持ち直しの動向

中小企業景況調査について

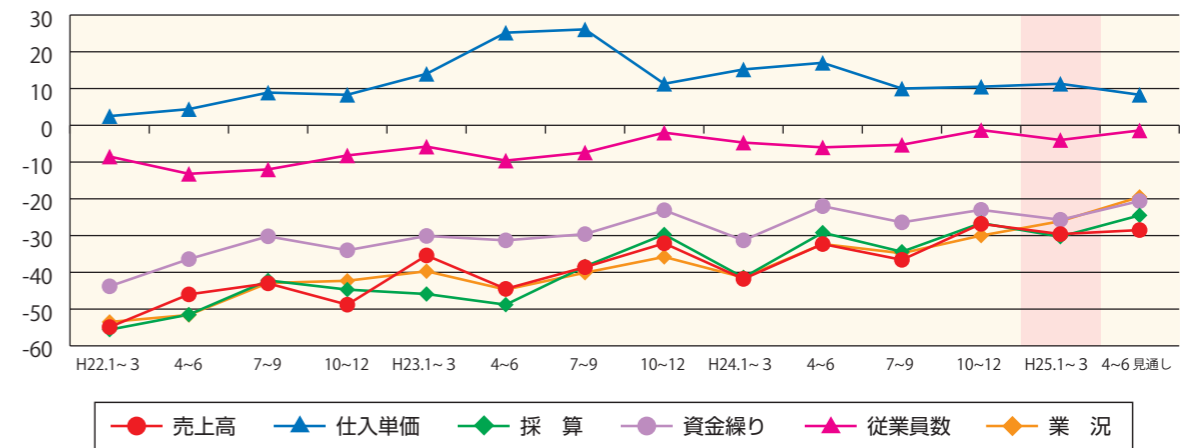
県商工会連合会では、県内商工会員165企業に対して年4回景況調査を実施しています。
平成24年度第4四半期(H25.1～3月期)のDI値をみると、前年同期の調査と比べて6項目全てにおいて改善の動向がみられた。

中小企業庁：第131回中小企業景況調査 (平成25年1-3月期)

中小企業の業況は、持ち直しの動きが見られる。
・全産業の業況判断DIは、マイナス幅が縮小した。

財務省：第36回法人企業景況予測調査 (平成25年1-3月期)

先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は25年4～6月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。



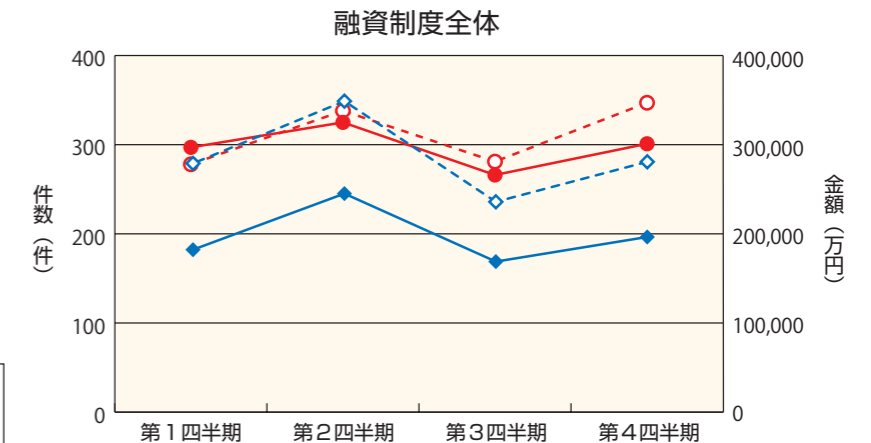
景気動向推移 (前年同期比: DI値)

※DI値(ディフュージョン・インデックス、景気動向指数)

企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について<増加・上昇・好転>の割合から<減少・低下・悪化>の割合を差し引いた値で、<景気動向指数>を表しています。 DI(数式)=(上昇企業数-低下企業数)÷回答企業数×100

融資件数、融資金額ともに前期より増加したが前年比で減少 金融斡旋状況について

平成24年度第4四半期(H25.1～3月期)に県内13商工会が実施した金融斡旋状況は301件と、第3四半期より35件(13.2%)の増加となり、金額は1億9,634万円で、2,779万円(16.5%)増加しました。一方、前年同期比ではともに減少(件数△13.3%、金額△30.2%)しましたが、景況調査の結果を見ると、業況および資金繰りが改善傾向にありました。



県内の経済動向

商工会は行きます 聞きます 提案します～会員満足向上運動～

商工貯蓄共済積立金の運用状況

商工会会員の皆様にご加入いただいております商工貯蓄共済は、毎月の掛金から年に一度、生命保険料と事務手数料を差し引いた残りを商工貯蓄共済積立金として一元的に運用しています。

平成25年3月31日現在の運用状況は次の通りです。

種 別	設定金額 (百万円)
金融機関定期預金	1,650
国債・地方債・政府保証債	4,348
福井県商工振興協同組合への貸付金	640
普通預金 他	55
計	6,693

福井県の屋外広告物に関する出前講座

～意識していますか？ 景観への配慮～

講座内容

- ◆ 福井県屋外広告物条例について
- ◆ 福井県屋外広告物ガイドラインについて
- ◆ 景観の保全や改善に関する提案について

※出前講座に関する費用（旅費、資料代など）は不要です。ただし、会場については申込者にてご用意ください。

問合せ先

福井県土木部都市計画課 都市環境・公園グループ

TEL：0776-20-0497 FAX：0776-20-0693

設備投資をサポートします

小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者が創業および経営基盤の強化を図るために必要な設備を、（公財）ふくい産業支援センターが購入し、割賦販売またはリースする制度です。

設備貸与の種類とその条件

	割賦制度	リース制度
貸与限度額	100万円以上 8,000万円以下	100万円以上 8,000万円以下
貸与期間	3年～7年 (法定耐用年数により決定)	3年～7年 (法定耐用年数により決定)
支払方法	6ヶ月据置の月賦 または半年賦	検収日の翌日より毎月 支払
割賦損料率 及び月額 リース料率	割賦損料率（年率） 3～4年：1.5% 5～6年：1.6% 7年：1.7% (契約期間中固定)	月額リース料率 3年：2.937% 4年：2.242% 5年：1.823% 6年：1.546% 7年：1.351% (契約期間中固定)

対 象

対象企業	小規模企業者等（製造業等 ……従業員数20人以下） 商業・サービス業 ……従業員数5人以下）
事業歴等	県内の事業所に設備を設置しようとする企業であれば、事業歴に関わらず申込をすることができる。 ただし、事業実績1年未満の企業の場合、申込時点において商工会議所、商工会の経営指導員の経営指導を6ヶ月以上受けている必要がある。 経営内容・創業計画等が決算書・計画書等で把握できる企業であること。 県税を完納している企業であること。
対象設備	創業及び経営基盤の強化を図るために必要な設備であって、原則として新品であるもの。または公害防止設備。 (一般車両等、対象にできない設備もありますので詳しくはお問い合わせください。) なお、経営基盤の強化を図るための設備については、下記要件を満たしていること。
経営基盤強化の要件	当該設備を導入することにより付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。）または従業員1人当たりの付加価値額が5年間で10%、4年間で8%または3年間で6%以上向上すると見込まれるもの。